

病院及び診療所の開設及び変更に係る諸手続き一覧表

	病院	診療所			
		医師又は歯科医師が開設する場合	医師又は歯科医師以外の者(法人等)が開設する場合		
開設までの手続き	<p>開設しようとする者</p> <p>＜開設許可申請＞ (法7-1) (3号様式) 申請事項 ※手数料41,000円</p> <p>開設許可〔法7-1〕</p> <p>＜使用許可申請＞ (法27) (36号様式) 申請事項 ※受理後10日以内に検査(規則23) ※手数料43,000円 (自主検査22,000円)</p> <p>使用許可〔法27〕</p> <p>(診療の開始) <開設届> (11号様式) 届出事項 (施行令4の2-1) ※開設後10日以内に届出</p> <p>開設届の受理</p>	<p>◎有床診療所</p> <p>開設しようとする者</p> <p>＜病床設置許可申請＞ (法7-III) (8号様式) 申請事項</p> <p>病床設置許可〔法7-III〕</p> <p>＜開設届＞ (法8) (診療所:12号様式) (歯科:13号様式) 届出事項 ※開設後10日以内に届出</p> <p>開設届の受理</p> <p>＜使用許可申請＞ (法27) (36号様式) 申請事項 ※受理後10日以内に検査(規則23) ※手数料22,000円 (自主検査11,000円)</p> <p>使用許可〔法27〕 (診療の開始) ※許可なしに使用不可 一開設届を出すだけでは使用できない</p>	<p>◎無床診療所</p> <p>開設しようとする者</p> <p>(診療の開始) <開設届> (法8) (診療所:12号様式) (歯科:13号様式) 届出事項</p> <p>開設届の受理</p>	<p>◎有床診療所</p> <p>開設しようとする者</p> <p>＜病床設置許可申請＞ (法7-III) (8号様式) 申請事項</p> <p>病床設置許可〔法7-III〕</p> <p>＜開設許可申請＞ (法7-1) (診療所:4号様式) (歯科:5号様式) 申請事項 ※手数料18,000円</p> <p>開設許可〔法7-1〕</p> <p>＜使用許可申請＞ (法27) (36号様式) 申請事項 ※受理後10日以内に検査(規則23) ※手数料22,000円 (自主検査11,000円)</p> <p>使用許可〔法27〕</p> <p>(診療の開始) <開設届> (11号様式) 届出事項 (施行令4の2-1) ※開設後10日以内に届出</p> <p>開設届の受理</p>	<p>◎無床診療所</p> <p>開設しようとする者</p> <p>＜開設許可申請＞ (法7-1) (診療所:4号様式) (歯科:5号様式) 申請事項 ※手数料18,000円</p> <p>開設許可〔法7-1〕</p> <p>(診療の開始) <開設届> (11号様式) 届出事項 (施行令4の2-1) ※開設後10日以内に届出</p> <p>開設届の受理</p>
	変更の手続き	<p>[重要な事項] ※構造設備変更、部屋の用途変更等</p> <p>開設者 <変更許可申請＞ (法7-II) (7号様式) 申請事項</p> <p>開設許可事項変更許可〔法7-II〕</p> <p>[法定施設に係るもの] <使用許可申請＞ (法27) (36号様式) 申請事項 ※受理後10日以内に検査(規則23) ※手数料43,000円 (自主検査22,000円)</p> <p>使用許可〔法27〕 (使用の開始)</p> <p>[軽易な事項] ※診療科目、管理者の変更等</p> <p>開設者 <変更届＞ (施行令4-1) (15号様式) 届出事項 (施行令4の2-1) ※変更後10日以内に届出</p> <p>変更届の受理</p>	<p>[病床数等の変更に係るもの] ※病床数を変更しようとするとき (病床数の減少を除く)は許可が必要</p> <p>開設者 <病床設置許可事項変更許可申請＞ (法7-III) (9号様式) 届出事項</p> <p>病床設置許可事項変更許可〔法7-III〕</p> <p>＜使用許可申請＞ (法27) (36号様式) 申請事項 ※受理後10日以内に検査(規則23) ※手数料22,000円 (自主検査11,000円)</p> <p>使用許可〔法27〕 (使用の開始)</p> <p><変更届＞ (施行令4-III) (15号様式) 届出事項 ※変更後10日以内に届出</p> <p>変更届の受理</p> <p>※なお、一般病床の場合と療養病床の場合では、手続きが異なってくるため医療政策課と協議すること。</p>	<p>[左記以外のもの]</p> <p>開設者 <変更届＞ (施行令4-III) (15号様式) 届出事項 ※変更後10日以内に届出</p> <p>変更届の受理</p> <p>[有床診療所であって法定施設に係るもの] <使用許可申請＞ (法27) (36号様式) 申請事項 ※受理後10日以内に検査(規則23) ※手数料22,000円 (自主検査11,000円)</p> <p>使用許可〔法27〕 (使用の開始)</p>	<p>[病床数等の変更に係るもの] ※病床数を変更しようとするとき (病床数の減少を除く)は許可が必要</p> <p>開設者 <病床設置許可事項変更許可申請＞ (法7-III) (9号様式) 届出事項</p> <p>病床設置許可事項変更許可〔法7-III〕</p> <p>＜変更許可申請＞ (法7-II) (7号様式) 申請事項</p> <p>開設許可事項変更許可〔法7-II〕</p> <p>[有床診療所であって法定施設に係るもの] <使用許可申請＞ (法27) (36号様式) 申請事項 ※受理後10日以内に検査(規則23) ※手数料22,000円 (自主検査11,000円)</p> <p>使用許可〔法27〕 (使用の開始)</p>

※申請及び届出の提出先は、開設地を所管する保健所又は保健部となります。